第六条　技術実施手続

1　技術実施手続は、この附属書の実施を容易にするための具体的な手続を定めるため、両締約者の権限のある当局の間の連絡に係る活動のための手続を定めることにより、両技術機関が証明監督理事会を通じて作成する。

2　技術実施手続は、また、協定第三条2に定めるところに従い、この附属書の実施に関連する両締約者の民間航空に関する基準、規則、慣行、手続及び制度の間の相違を取り扱う。

第七条　秘密の及び財産的価値を有するデータ及び情報の交換及び保護

1　この附属書の実施において交換されるデータ及び情報は、協定第十条の規定の適用を受ける。

2　認証の過程において交換されるデータ及び情報は、技術実施手続に定めるところにより、その性質及び内容において、関係する技術的な要件についての適合性の実証に必要なものに限定される。

3　両締約者の権限のある当局の間のデータ及び情報の交換に関する意見の相違については、技術実施手続に定めるところにより取り扱う。各締約者は、解決のために当該意見の相違を証明監督理事会に付託する権利を保持する。

第Ｄ節　設計証明

第八条　一般原則

1　この節は、この附属書の対象となる全ての設計証明書（その変更を含む。）、特に次の文書を取り扱う。

(a)　型式証明書

(b)　型式認定書及び仕様認定書

(c)　追加型式証明書

(d)　修理設計認定書

(e)　技術基準命令認定書

(f)　限定型式証明書。これは、各技術機関によって交付されるものとし、また、技術実施手続に定めるところにより両技術機関が個別に取り扱う。

2　認証当局は、証明当局が交付し、若しくは認定した又は証明当局による交付若しくは認定の過程にある設計証明書又はその変更について、この附属書に定める条件に従い、かつ、技術実施手続（自動的な受入れ及び認証に関する方式を含む。）に定めるところにより、第十二条に定める関与の水準を考慮して認証し、又は自動的に受け入れる。

3　各締約者は、この附属書の実施のため、全ての設計機関がその責任を引き受ける能力について実証されていることが、民間航空の安全に関する自己の規制上の制度において設計機関のための証明制度を通じて十分に管理されていることを確保する。

第九条　認証の過程

1　民間航空製品に対する設計証明書の認証に係る申請は、技術実施手続に定めるところにより、証明当局を通じて認証当局に対して行う。

2　証明当局は、技術実施手続に定めるところにより、認証当局が設計証明書の認証に必要な全ての関連するデータ及び情報を受領することを確保する。

3　認証当局は、設計証明書の認証に係る申請を受領したときは、第十一条の規定に従って認証のための証明の基準を決定し、及び第十二条の規定に従って認証の過程における認証当局の関与の水準を決定する。

4　認証当局は、技術実施手続に定めるところにより、実行可能な限りにおいて、証明当局が行った技術的な評価、試験、検査及び適合性認定に基づいて認証を行う。

5　認証当局は、証明当局が提供した関連するデータ及び情報を検討した後、次の全ての事項に該当する場合には、認証された民間航空製品に対する自己の設計証明書（以下「認証された設計証明書」という。）を交付する。

(a)　証明当局が当該民間航空製品に対して設計証明書を交付したことが確認されること。

(b)　当該民間航空製品が第十一条に定める証明の基準に適合することを証明当局が認定すること。

(c)　認証当局が行う認証の過程において提起される全ての問題が解決すること。

(d)　申請者が技術実施手続に定める追加的な行政上の要件を満たすこと。

6　各締約者は、申請者が、認証された設計証明書の取得及び維持に当たり、民間航空製品の継続的な耐空性及び関係する環境保護に関する要件についての適合性の確保に必要な情報の提供を行うため、関連する全ての設計情報、図面及び試験報告書（証明された民間航空製品の検査記録を含む。）を証明当局の利用に供するために保有し、及び保持することを確保する。

第十条　設計証明書の認証の方式

1　欧州連合が証明当局として交付する型式証明書は、日本国が認証当局として認証する。技術実施手続に定める一部のデータについては、自動的に受け入れる。当該データには、該当する場合には、次の文書を含む。

(a)　発動機を装備する際の説明書（発動機に対する型式証明書に限る。）

(b)　構造上の修理に関する説明書

(c)　電気配線の相互接続系統に関する継続的な耐空性のための指示書

(d)　重量の均衡に関する説明書

2　欧州連合が証明当局として交付する重要な追加型式証明書及び重要な大変更の認定書は、日本国が認証当局として認証する。両技術機関の間で個別に別段の決定を行う場合を除くほか、原則として、技術的に精通することに限定される簡素化した認証の過程であって申請者による適合性を示す行為に認証当局が関与しないものを用いる。

3　日本国が証明当局として交付する型式証明書並びに航空機用発動機及び航空機用プロペラに対する型式認定書は、欧州連合が認当局として認証する。

4　民間航空製品（航空機用発動機及び航空機用プロペラを除く。）に対する型式認定書、追加型式証明書並びに大変更、主要な修理及び仕様の認定書であって、日本国が証明当局として交付するものは、欧州連合が認証当局として認証する。両技術機関の間で個別に決定を行う場合には、技術的に精通することに限定される簡素化した認証の過程であって申請者による適合性を示す行為に認証当局が関与しないものを用いることができる。

第十一条　認証のための証明の基準

1　認証当局は、民間航空製品に対する設計証明書を認証するため、証明の基準を決定するに当たり、自己の属する締約者の法令及び運用規則に定める次の要件を用いる。

(a)　類似の民間航空製品についての耐空性に関する要件であって、証明当局によって確定された有効な申請の日に適用されており、及び該当する場合には技術実施手続に定める追加的な技術的条件によって補完されているもの

(b)　認証当局に対する認証に係る申請の日に適用されている当該民間航空製品についての環境保護に関する要件

2　認証当局は、該当する場合には、次の事項を明示する。

(a)　関係する要件の適用除外

(b)　関係する要件からの逸脱

(c)　関係する要件に適合しない場合に同等の水準の安全性を提供することとなる補正の要素

3　1及び2に定める要件に加え、認証当局は、関連する耐空性に関する規範、法令及び運用規則に次のいずれかの理由によりその民間航空製品についての十分又は適当な安全に関する要件が規定されていない場合には、適用する特別な条件を明示する。

(a)　当該民間航空製品が、関係する耐空性に関する規範、法令及び運用規則の基礎となった設計の慣行と比較して新たな又は通常と異なる設計上の特徴を有すること。